

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】	4 - 関東 1 - 1	
【提出書類】	発行登録追補書類	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2022年 8 月26日	
【会社名】	日本郵政株式会社	
【英訳名】	JAPAN POST HOLDINGS Co.,Ltd.	
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役社長 増 田 寛 也	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号	
【電話番号】	03-3477-0111(日本郵政グループ代表番号)	
【事務連絡者氏名】	常務執行役 浅 井 智 範	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号	
【電話番号】	03-3477-0187	
【事務連絡者氏名】	執行役 経理・財務部長 川 野 陽 一	
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債	
【今回の募集金額】	第 1 回社債(一般担保付)(5年債)	15,000百万円
	第 2 回社債(一般担保付)(10年債)	15,000百万円
	第 3 回社債(一般担保付)(20年債)	5,000百万円
	計	35,000百万円

## 【発行登録書の内容】

提出日	2022年 7 月25日
効力発生日	2022年 8 月 2 日
有効期限	2024年 8 月 1 日
発行登録番号	4 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 100,000百万円

## 【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 100,000百万円  
(100,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行社債(短期社債を除く。)(5年債)】

銘柄	日本郵政株式会社第1回社債(一般担保付)(グリーンbond)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金15,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金15,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.255%
利払日	毎年3月1日及び9月1日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2023年3月1日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月及び9月の各1日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所 別記((注)「12. 元利金の支払」)記載のとおり。</p>
償還期限	2027年9月1日
償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2027年9月1日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記((注)「12. 元利金の支払」)記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2022年8月26日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2022年9月1日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債は、一般担保付であり、本社債の社債権者は、日本郵政株式会社法により、当社の財産につき他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約(担保提供制限)	該当条項はありません。(本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付与されていない。)
財務上の特約(その他の条項)	該当条項はありません。

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)からAA+(ダブルAプラス)の信用格付を2022年8月26日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される現実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の現実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該現実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の現実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号及び第(2)号または別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号乃至第(3)号の規定に違背したとき。
- (2) 当社が、本(注)4.、本(注)5.、本(注)6.及び本(注)9.の規定に違背し、社債管理者の指定する1か月を下回らない期間内にその履行または補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (7) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社の信用を害損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたととき。

4. 社債管理者への通知

当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。

- (1) 事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
- (2) 当社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
- (3) 事業の全部または重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
- (4) 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転(いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。)をしようとするとき。

5. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると判断したときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を当社に請求し、または、自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

## 6. 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算、剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類の写しを当該事業年度終了後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内(第2四半期の場合のみ60日以内)に社債管理者に提出する。また、当社が金融商品取引法に基づき臨時報告書または訂正報告書を財務局長等に提出した場合には、遅滞なくこれを社債管理者に提出する。ただし、当社が金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を社債管理者に通知することにより、本(注)6.に規定する書面の提出を省略することができるものとする。

## 7. 社債管理者の辞任

- (1) 社債管理者は、以下各号に定める場合その他正当な事由がある場合には、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。

社債管理者と本社債の社債権者との間で利益が相反するまたは利益が相反するおそれがある場合。

社債管理者が、社債管理者としての業務の全部または重要な業務の一部を休止または廃止しようとする場合。

- (2) 前号の場合には、当社並びに辞任及び承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる行為をしなければならない。

## 8. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

## 9. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令または契約に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

## 10. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)9.に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を社債管理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

## 11. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

## 12. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 2 【社債の引受け及び社債管理の委託(5年債)】

## (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	5,300	1. 引受人は、本社債の 全額につき、連帯し て買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料 は各社債の金額100 円につき金22.5銭と する。
三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	3,700	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	3,000	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	3,000	
計		15,000	

## (2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に期中において年間21万円を支払うこととしている。

## 3 【新規発行社債(短期社債を除く。)(10年債)】

銘柄	日本郵政株式会社第2回社債(一般担保付)(グリーンボンド)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金15,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金15,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.469%
利払日	毎年3月1日及び9月1日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2023年3月1日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月及び9月の各1日にその日までの前半か半分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所 別記((注)「12. 元利金の支払」)記載のとおり。</p>
償還期限	2032年9月1日
償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2032年9月1日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記((注)「12. 元利金の支払」)記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2022年8月26日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2022年9月1日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債は、一般担保付であり、本社債の社債権者は、日本郵政株式会社法により、当社の財産につき他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約(担保提供制限)	該当条項はありません。(本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付与されていない。)
財務上の特約(その他の条項)	該当条項はありません。

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)からAA+(ダブルAプラス)の信用格付を2022年8月26日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予

想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

## 2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

## 3. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号及び第(2)号または別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号乃至第(3)号の規定に違背したとき。
- (2) 当社が、本(注)4.、本(注)5.、本(注)6.及び本(注)9.の規定に違背し、社債管理者の指定する1か月を下回らない期間内にその履行または補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (7) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社の信用を害損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適當であると認めるとき。

## 4. 社債管理者への通知

当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。

- (1) 事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
- (2) 当社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
- (3) 事業の全部または重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
- (4) 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転(いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。)をしようとするとき。

## 5. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると判断したときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を当社に請求し、または、自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

## 6. 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算、剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類の写しを当該事業年度終了後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内(第2四半期の場合のみ60日以内)に社債管理者に提出する。また、当社が金融商品取引法に基づき臨時報告書または訂正報告書を財務局長等に提出した場合には、遅滞なくこれを社債管理者に提出する。ただし、当社が金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を社債管理者に通知することにより、本(注)6.に規定する書面の提出を省略することができるものとする。

## 7. 社債管理者の辞任

- (1) 社債管理者は、以下各号に定める場合その他正当な事由がある場合には、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。

社債管理者と本社債の社債権者との間で利益が相反するまたは利益が相反するおそれがある場合。社債管理者が、社債管理者としての業務の全部または重要な業務の一部を休止または廃止しようとする場合。

(2) 前号の場合には、当社並びに辞任及び承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる行為をしなければならない。

8. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

9. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令または契約に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

10. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)9.に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を社債管理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

11. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

12. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

#### 4 【社債の引受け及び社債管理の委託(10年債)】

##### (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	5,300	1. 引受人は、本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金30銭とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	3,700	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	3,000	
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	3,000	
計		15,000	

##### (2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に期中において年間21万円を支払うこととしている。



## 5 【新規発行社債(短期社債を除く。)(20年債)】

銘柄	日本郵政株式会社第3回社債(一般担保付)(グリーンボンド)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金5,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金5,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.984%
利払日	毎年3月1日及び9月1日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2023年3月1日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月及び9月の各1日にその日までの前半か半分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所 別記((注)「12. 元利金の支払」)記載のとおり。</p>
償還期限	2042年9月1日
償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2042年9月1日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記((注)「12. 元利金の支払」)記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2022年8月26日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2022年9月1日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債は、一般担保付であり、本社債の社債権者は、日本郵政株式会社法により、当社の財産につき他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約(担保提供制限)	該当条項はありません。(本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付与されていない。)
財務上の特約(その他の条項)	該当条項はありません。

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)からAA+(ダブルAプラス)の信用格付を2022年8月26日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予

想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

## 2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

## 3. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号及び第(2)号または別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号乃至第(3)号の規定に違反したとき。
- (2) 当社が、本(注)4.、本(注)5.、本(注)6.及び本(注)9.の規定に違反し、社債管理者の指定する1か月を下回らない期間内にその履行または補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (7) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社の信用を害損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適當であると認めるとき。

## 4. 社債管理者への通知

当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。

- (1) 事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
- (2) 当社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
- (3) 事業の全部または重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
- (4) 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転(いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。)をしようとするとき。

## 5. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると判断したときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を当社に請求し、または、自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

## 6. 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算、剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類の写しを当該事業年度終了後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内(第2四半期の場合のみ60日以内)に社債管理者に提出する。また、当社が金融商品取引法に基づき臨時報告書または訂正報告書を財務局長等に提出した場合には、遅滞なくこれを社債管理者に提出する。ただし、当社が金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を社債管理者に通知することにより、本(注)6.に規定する書面の提出を省略することができるものとする。

## 7. 社債管理者の辞任

- (1) 社債管理者は、以下各号に定める場合その他正当な事由がある場合には、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。

社債管理者と本社債の社債権者との間で利益が相反するまたは利益が相反するおそれがある場合。社債管理者が、社債管理者としての業務の全部または重要な業務の一部を休止または廃止しようとする場合。

(2) 前号の場合には、当社並びに辞任及び承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる行為をしなければならない。

8. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

9. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令または契約に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

10. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)9.に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を社債管理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

11. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

12. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 6 【社債の引受け及び社債管理の委託(20年債)】

### (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,800	1. 引受人は、本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	1,200	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,000	
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	1,000	
計		5,000	

### (2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に期中において年間7万円を支払うこととしている。

## 7 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
35,000	134	34,865

(注) 上記金額は、第1回社債(一般担保付)、第2回社債(一般担保付)及び第3回社債(一般担保付)の合計金額であります。

### (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額34,865百万円は、全額を当社連結子会社である日本郵政不動産株式会社への貸付を通じて、2024年1月末までに適格グリーンプロジェクトである蔵前一丁目開発事業及び五反田計画に対する不動産開発資金に充当する予定であります。なお、調達資金が適格プロジェクトに充当されるまでの間、未充当金は現金及び現金同等物にて管理する予定であります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### グリーンボンドとしての適格性について

当社は、グリーンボンドの発行のために、「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2021(注1)」、「グリーンローン原則(Green Loan Principles)2021(注2)」、「グリーンボンドガイドライン2022年版(注3)」、「グリーンローンガイドライン2022年版(注4)」、「ソーシャルボンド原則(Social Bond Principles)2021(注5)」、「ソーシャルローン原則(Social Loan Principles)2021(注6)」、「ソーシャルボンドガイドライン2021年版(注7)」及び「サステナビリティボンド・ガイドライン(Sustainability Bond Guidelines)2021(注8)」に即したサステナビリティファイナンス・フレームワーク(以下「本フレームワーク」といいます。)を策定しました。

当社は、本フレームワークに対する第三者評価としてJCRより「JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価(注9)」の最上位評価である「SU 1(F)」を取得しています。また、本フレームワークの策定及び第三者評価の取得に際し、みずほ証券株式会社を「サステナビリティファイナンス・ストラクチャリング・エージェント(注10)」として起用しています。

- (注1) 「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2021」とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会(Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「グリーンボンド原則」といいます。
- (注2) 「グリーンローン原則(Green Loan Principles)2021」とは、ローン市場協会(LMA)、アジア太平洋地域ローン市場協会(APLMA)及びローンシンジケーション・トレーディング協会(LSTA)により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドラインをいい、以下「グリーンローン原則」といいます。
- (注3) 「グリーンボンドガイドライン2022年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的な対応を検討する際に参考とし得る、具体的な対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月及び2022年7月に改訂したガイドラインをいいます。
- (注4) 「グリーンローンガイドライン2022年版」とは、環境省が2020年3月に策定・公表し、2022年7月に改訂したガイドラインをいいます。同ガイドラインでは、グリーンローンについてグリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、グリーンローンを国内でさらに普及させることを目的として、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的な対応を検討する際に参考とし得る、具体的な対応の例や我が国の特性に即した解釈が示されています。
- (注5) 「ソーシャルボンド原則(Social Bond Principles)2021」とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会(Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee)により策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「ソーシャルボンド原則」といいます。
- (注6) 「ソーシャルローン原則(Social Loan Principles)2021」とは、ローン市場協会(LMA)、アジア太平洋地域ローン市場協会(APLMA)及びローンシンジケーション&トレーディング協会(LSTA)により策定された社会的分野に用途を限定する融資のガイドラインをいいます。
- (注7) 「ソーシャルボンドガイドライン2021年版」とは、ソーシャルボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がソーシャルボンドに関する具体的な対応を検討する際に参考となるよう、いわゆる先進国課題を多く抱える我が国の状況に即した具体的な対応の例や解釈を示すことで、ソーシャルボンドを国内で普及させることを目的に、金融庁が2021年10月に策定・公表したガイドラインをいいます。
- (注8) 「サステナビリティボンド・ガイドライン(Sustainability Bond Guidelines)2021」とは、ICMAにより策定されているサステナビリティボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「サステナビリティボンド・ガイドライン」といいます。
- (注9) 「JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」とは、サステナビリティファイナンスにより調達される資金がJCRの定義するサステナビリティプロジェクトに充当される程度並びに当該サステナビリティファイナンスの資金用途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。なお、「JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」は、個別の債券又は借入に関する評価と区別するため、評価記号の末尾に(F)をつけて表示されます。当社に係る「JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」は、以下のJCRのホームページに掲載されています。  
<https://www.jcr.co.jp/greenfinance/>
- (注10) 「サステナビリティファイナンス・ストラクチャリング・エージェント」とは、本グリーンボンドの発行において、サステナビリティファイナンス・フレームワークの策定及びセカンド・パーティ・オピニオン取得の助言等を通じて、サステナビリティファイナンスの支援を行う者をいいます。

## サステナビリティファイナンス・フレームワークについて

当社は、サステナビリティファイナンスの調達を目的として、グリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則及びサステナビリティボンド・ガイドラインが定める4つの要件(調達資金の用途、プロジェクトの評価及び選定プロセス、調達資金の管理、レポートニング)に適合するサステナビリティファイナンス・フレームワークを以下の通り策定しました。

## 1. 調達資金の用途

本フレームワークに基づいて調達された資金は、以下の環境改善効果または社会課題の解決に資することが確認された適格クライテリア(適格プロジェクト分類)に該当する事業(「適格プロジェクト」)への新規投資及び既存のファイナンスに充当する予定です。

適格クライテリア (適格プロジェクト分類)	適格プロジェクト
<グリーンプロジェクト> クリーン輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集配等に用いるEV車両の導入にかかる費用</li> <li>・EV充電装置の設置</li> </ul>
<グリーンプロジェクト> 再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備及び木質バイオマス発電設備にかかる費用 木質バイオマス発電設備に関しては、当該設備の近隣から燃料を調達している設備</li> <li>・蓄電池の設置</li> </ul>
<グリーンプロジェクト> グリーンビルディング/エネルギー効率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のいずれかの建物認証または所在自治体による環境性能に関する確認を取得、もしくは将来取得または、更新予定の建物の建設、内装・設備の工事・更新ならびに物件取得にかかる費用 CASBEE建築におけるSランク、Aランク、B+ランク BELSにおける3つ星以上 DBJ Green Building認証における3つ星以上 東京都建築物環境計画書制度における評価段階3または評価段階2 LEED認証におけるPlatinum, Gold, Silver BREEAM認証におけるOutstanding/Excellent/Very good ZEB, Nearly ZEB, ZEB Ready, ZEB Oriented, ZEH-M, Nearly ZEH-M, ZEH-M Ready, ZEH-M Orientedに該当する建物</li> </ul>
<グリーンプロジェクト> エネルギー効率/環境適応製品、環境に配慮した生産技術及びプロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境配慮型郵便局(+ (ぶらす)エコ郵便局)の建設にかかる費用 CLT(クロス・ラミネイティッド・ティンバー：温室効果ガス排出量の少ない新たな木材工法)の利活用と環境負荷の小さい自家発電等を組み合わせた環境に配慮した郵便局の建設・整備費用</li> <li>・郵便局等へのLED照明の導入、郵便局窓口における省電力装置の設置・遮熱カーテンの導入等にかかる費用</li> </ul>
<ソーシャルプロジェクト> 必要不可欠なサービスへのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・介護者向け施設・サービス提供(高齢者向け施設の提供)</li> <li>・子育て支援施設・サービスの提供(保育施設の提供)</li> <li>・災害発生時における避難場所の提供(帰宅困難者の受入スペースの提供、防災用品の備蓄倉庫の提供)</li> </ul>
<ソーシャルプロジェクト> 社会経済的向上・エンパワーメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シェアオフィスの整備</li> <li>・スタートアップ等中小企業の支援施設の整備</li> <li>・高齢者・障がい者等の利便性を考慮したバリアフリー設備の設置・整備</li> </ul>

本フレームワークに基づいて調達された資金は、以下の通り、社会課題の解決に資するものであり、例示した「対象となる人々」に対してポジティブな社会的な効果が期待されると考えています。

適格クライテリア (適格プロジェクト分類)	対象となる人々	社会課題
必要不可欠なサービスへのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害の罹災者を含む弱者グループ、高齢者、子育て世代</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における安全を確保</li> <li>・高齢者向けサービスの提供</li> <li>・雇用の創出への貢献</li> </ul>
社会経済的向上・エンパワーメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な働き方を必要としている人々、スタートアップ事業者、施設利用者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用の創出への貢献</li> <li>・コミュニティ・エンパワーメントの推進</li> </ul>

## 2. プロジェクトの評価及び選定プロセス

本フレームワークに基づくサステナビリティファイナンスの資金使途とする適格クライテリア及び適格プロジェクトは、それを行う事業会社と共同して、その候補を選定し、各事業会社、当社経理・財務部及びサステナビリティ推進部、当社内関係各部との協議を経て、執行役社長が最終決定します。各プロジェクトの適格性の評価にあたっては、潜在的にネガティブな環境面・社会面の影響に配慮しているものであり、以下の項目について対応していることを確認しています。

- ・国もしくは事業実施の所在地の地方自治体において求められる環境関連法令等の遵守と、必要に応じた環境への影響調査の実施
- ・事業実施にあたり地域住民への十分な説明の実施
- ・当社グループの経営理念・経営方針、行動憲章、サステナビリティ基本方針などに沿った資材調達、環境汚染の防止、労働環境、人権への配慮の実施

## 3. 調達資金の管理

本フレームワークに基づいて調達した資金は、当社の経理・財務部が、専用の帳簿を作成し、適格プロジェクトを実施している事業会社への貸付等により、適格プロジェクトに充当を行います。調達資金は適格プロジェクトに充当されるまでの間、未充当金は現金及び現金同等物にて管理されます。

また、適格プロジェクトへの充当時期の遅れ以外の理由により未充当金が発生することが明らかになった場合は、プロジェクトの評価及び選定のプロセスに従い、適格クライテリアを満たす他のプロジェクトを選定し、資金を充当します。資金充当完了後も、資金使途の対象となるプロジェクトに当初の想定と異なる事象の発生や売却が生じた場合、当該事象及び未充当資金の発生状況に関し、当社ウェブサイト等で速やかに開示を行います。

## 4. レポーティング

当社は、資金充当状況レポーティング及びインパクトレポーティングを、当社ウェブサイトにて年次で開示します。初回の開示は、資金調達から1年以内に行う予定です。なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、調達資金の充当後に計画に大きな影響を及ぼす状況の変化が生じた場合は、適時に開示する予定です。

### (1) 資金充当状況レポーティング

当社は、本フレームワークに基づき調達された資金が全額、適格プロジェクトに充当されるまでの間、調達資金の充当状況に関する以下の項目について開示する予定です。

- ・調達資金を充当した適格プロジェクトのリストとその概要(進捗状況を含む)
- ・充当金額
- ・未充当金の残高及び運用方法
- ・調達資金のうちファイナンスに充当された部分の概算額または割合

## (2) インパクトレポート

当社は、本フレームワークに基づき調達された資金が償還もしくは返済されるまでの間、適格プロジェクトによる環境改善効果及び社会課題の解決に関する以下の項目について実務上可能な範囲において開示する予定です。

## グリーンプロジェクト

適格プロジェクト	レポート項目
EV車両及びEV充電装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>EV車両の導入実績</li> <li>CO2排出削減量</li> </ul>
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置実績</li> <li>年間発電量(総量)</li> <li>CO2排出削減量</li> </ul>
グリーンビルディング/ エネルギー効率	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境認証の取得状況</li> <li>CO2排出削減量</li> </ul>
環境配慮型郵便局	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境配慮型郵便局の増加数</li> <li>CLTを使用した面積(m<sup>2</sup>)</li> <li>CO2排出削減量</li> <li>エネルギー削減量</li> </ul>

推定値で開示

## ソーシャルプロジェクト

適格クライテリア (適格プロジェクト分類)	適格プロジェクト	レポート内容
必要不可欠なサービスへのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者・介護者向け施設・サービス提供(高齢者向け施設の提供)</li> </ul>	<p>&lt;アウトプット&gt; 高齢者・介護者向け施設・サービスの概要</p> <p>&lt;アウトカム&gt; 高齢者・介護者向けサービスの利用者数</p> <p>&lt;インパクト&gt; 人生100年時代を支える多様な社会・暮らし方に必要とされる基盤整備</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援施設・サービスの提供(保育施設の提供)</li> </ul>	<p>&lt;アウトプット&gt; 子育て支援施設・サービスの概要</p> <p>&lt;アウトカム&gt; 子育て支援施設・サービスの利用者数</p> <p>&lt;インパクト&gt; 人生100年時代を支える多様な社会・暮らし方に必要とされる基盤整備</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時における避難場所の提供</li> </ul>	<p>&lt;アウトプット&gt; 帰宅困難者の受入スペース/防災用備蓄倉庫の概要</p> <p>&lt;アウトカム&gt; 帰宅困難者の受入可能人数/防災用備蓄倉庫の備蓄状況</p> <p>&lt;インパクト&gt; 人生100年時代を支える多様な社会・暮らし方に必要とされる基盤整備</p>
社会経済的向上・ エンパワーメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>シェアオフィスの整備</li> <li>スタートアップ等中小企業の支援施設の整備</li> <li>高齢者・障がい者等の利便性を考慮したバリアフリー設備の設置・整備</li> </ul>	<p>&lt;アウトプット&gt; 施設の概要 バリアフリー設備の概要</p> <p>&lt;アウトカム&gt; テナント数、利用企業の属性等 エスカレーター、エレベーター等のバリアフリー設備の設置数</p> <p>&lt;インパクト&gt; 日本全国の「地域社会」を支える</p>



### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

### 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第17期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月20日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第18期第1四半期(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日) 2022年8月10日関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2022年8月26日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2022年6月21日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(2022年8月26日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項についてはその達成を保証するものではありません。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

日本郵政株式会社 本店

(東京都千代田区大手町二丁目3番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。